

## 労務環境モニタリング 主な指摘内容と改善内容

指摘内容	改善内容
<p><b>○諸規程等の整備に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働条件に関する各種規程の内容に、一部不備が認められる。(就業規則、労働者名簿、労働条件通知書、賃金台帳、育児・休業規程等)</li> </ul> <p><b>○労働時間に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の管理について、タイムカード上に記録された時間を15分単位で集計するという一律の管理が行われており、記録された時間の端数が、労働時間に該当するか否か客観的な判断がなされていない。私的な雑談など労働時間ではない時間を含んでいるのであれば、そのことが個別具体的に判断できる運用方法に今後改善する必要がある。</li> <li>・就業規則において、週40時間、1年単位、1ヶ月単位の変形労働制の記載があるが、当施設ではどれを適用するのかを説明していない。</li> </ul> <p><b>○割増賃金(時間外、休日及び深夜の割増賃金)について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月単位変形での法定労働時間の総枠を超えた分の割増がされていないケースある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘を受けた事項について、記載の追加や書類の添付等により、各規程を修正する。</li> <li>・全職員に指摘事項を説明し、勤務終了時にタイムカードを打刻するよう指示した。また、仕事残り施設長に申し出て必要があるとみなされた場合は15分単位で超過勤務手当を支払うこととした。</li> <li>・職員会議において、管理者(園長)から1年単位の変形労働時間制に関する協定届を明示し、各職員へ周知及び説明を行った。</li> <li>・改善指示後、速やかに未払分の割増賃金を支払った上で、給与規程を改定し、割増賃金についての計算方法等の具体的内容を明記した。</li> </ul>